

報道関係者 各位

担当	令和8年1月20日(火) 神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課長 下川 真徳 企画課長補佐 審 和代 電話 045-211-7357
----	--

神奈川政労使会議を開催します

神奈川県内における賃金引上げに向けた機運の醸成、経済の好循環による賃金引上げに向けた環境整備を進めていくため、神奈川政労使会議を開催し意見交換を行います。

取材申し込みについては、裏面をご確認ください。

- 日 時：令和8年2月2日（月）13:00～13:30
- 場 所：よこはま新港合同庁舎 3階 共用会議室B（横浜市中区新港1-6-1）
- テーマ：企業の持続的成長を支える賃上げについて
～賃上げに向けた環境整備への取り組み～
- 出席予定者

神奈川県	知事 黒岩祐治
神奈川労働局	局長 児屋野 文男
関東経済産業局	局長 佐合達也
日本労働組合総連合会神奈川県連合会	会長 林 克己
一般社団法人神奈川県経営者協会	会長 野並直文
神奈川県中小企業団体中央会	会長 森 洋
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	会頭 上野 孝
神奈川県商工会連合会	会長 関戸昌邦
一般社団法人神奈川経済同友会	代表理事 滝澤秀之 代表理事 片岡達也
- 参考資料
 - ・昨年度の神奈川政労使会議で発表した「神奈川政労使会議共同メッセージ」
 - ・「神奈川政労使会議」について

(取材申込について)

取材を御希望の方は、1月22日までにメールにてお申し込みください。

メールのタイトルを「政労使会議取材申込」とし、報道機関名・記者名・連絡先電話番号・メールアドレスを下記メールアドレスまたは二次元コードによりご連絡ください。

取材申込メールアドレス：14roudou@mhlw.go.jp

二次元コード：



神奈川政労使会議共同メッセージ

～豊かさと幸せを実感することができる社会をめざして～

人口減少が進む中で今後も経済を成長させていくためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上等を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済の実現が求められています。

また、人生100歳時代を見据え、超高齢社会を乗り越えていくためには、一人ひとりが、生涯にわたり、その持てる意欲や能力に応じて社会参加できるようにすることが大切です。そこで、私たちは、すべての人が、社会の一員として尊重され、豊かさと幸せを実感することができる社会をめざし、政労使が一体となって取り組みます。

1 県民の豊かさと経済の好循環の実現

企業の生産性向上と適正な価格転嫁によって企業収益の拡大を図り、それを原資として物価上昇に見合った持続的・構造的な賃金引上げにつなげることで、県民の所得を上げ、消費や投資を拡大させ、経済の好循環の実現を目指します。

2 中小企業・小規模事業者の生産性向上と稼ぐ力の強化の実現

国・県・市町村が連携して、価格転嫁についての消費者、事業者の理解促進も含め、きめ細かで効果的な支援策を講じることにより、地域経済をけん引する中小企業・小規模事業者の生産性向上と稼ぐ力の強化を目指します。

3 誰もが尊重され活躍できる社会の実現

地域で生活する一人ひとりが、年齢、性別、障がいの程度、国籍等にかかわらず、多様な選択肢の中でその意欲や能力を活かし、誰もが尊重され、活躍できる社会の実現を目指します。

令和7年1月20日

神奈川政労使会議

神奈川県

厚生労働省 神奈川労働局

経済産業省 関東経済産業局

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

一般社団法人神奈川県経営者協会

神奈川県中小企業団体中央会

一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

神奈川県商工会連合会

一般社団法人神奈川経済同友会

知事 黒岩 祐治

局長 藤枝 茂

局長 佐合 達矢

会長 林 克己

会長 野並直文

会長 森 洋

会頭 上野 孝

会長 関戸 昌邦

代表幹事 石渡 恒夫

代表幹事 片岡 達也

「神奈川政労使会議」について

1 名称

本会議は「神奈川政労使会議」（以下「会議」という。）と称する。

2 目 的

人口減少が見込まれる中で中長期的に経済を成長させていくためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済の実現が求められている。このため、労使を始めとする地域の関係者等県内の地域ぐるみで、これらの課題について認識を共有し、連携した取組の推進を図ることを目的として、県内における政労使代表者の意見共有の場を設置するものである。

3 構成員

会議は、神奈川県、神奈川労働局、関東経済産業局、日本労働組合総連合会神奈川県連合会、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川経済同友会の代表者をもって構成する。

4 実施事項

政労使間において、経済施策や雇用対策等県内情勢に広く関係する事項について、情報共有・意見交換を行うほか、必要に応じて、中長期的な目標を掲げるなど、政労使が連携した取組について広く県民に発信する。

5 会議の開催

会議は、構成員の求めに応じて隨時開催するものとする。

会議開催を求める構成員は、庶務へ開催依頼するものとする。

6 庶 務

本会議の庶務は、神奈川労働局雇用環境・均等部企画課において処理する。

7 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項については、会議で定める。

令和7年1月20日